

薬生食輸発0902第3号
令和3年9月2日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(エクアドル産バナナのピリプロキシフェン、韓国産青とうがらしのプロピコナゾール、ガーナ産カカオ豆のシペルメトリン及び中国産まつたけのアセトクロール)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年8月26日付け薬生食輸発0826第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、エクアドル産バナナのピリプロキシフェン及び韓国産青とうがらしのプロピコナゾールについてモニタリング通知の別表第2から削除し、ガーナ産カカオ豆のシペルメトリンについてモニタリング通知の別表第3から削除することとした。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、中国産まつたけのアセトクロールについてモニタリング通知の別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知及び対応方よろしく願います。